

利用料金表 【2割負担】

第2グループホーム
ふるさと

令和5年 7月1日現在

	①基本 単価(変 更あり)	②医療 連携加 算	③サービ ス提供体 制強化加 算(I)	給食費	部屋代	光熱費	1日あた り合計	処遇改善 加算 (総単位× 11.1%) 1ヶ月	特定処 (総単位 × 3.1%) 1ヶ月	ベースアップ 加算 (総単位× 2.3%) 1ヶ月	30日 利用料 金
要支援2	1496	—	44	1,200	1,000	100	3,840	5,128	1,432	1,063	122,823
要介護1	1504	78	44	1,200	1,000	100	3,926	5,415	1,512	1,122	125,829
要介護2	1574	78	44	1,200	1,000	100	3,996	5,648	1,577	1,170	128,275
要介護3	1622	78	44	1,200	1,000	100	4,044	5,808	1,622	1,203	129,953
要介護4	1654	78	44	1,200	1,000	100	4,076	5,914	1,652	1,225	131,071
要介護5	1688	78	44	1,200	1,000	100	4,110	6,027	1,683	1,249	132,259

※食費については、朝食300円、昼食450円、夕食450円

加算項目

加算種別	要 件	単位(円)
①サービス提供体制強化加算(I)	介護職員のうち、介護福祉士が70%以上である	44/日
医療連携加算(I)	医療連携体制として看護師の配置と連絡体制の確保ができています	78/日
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善についての加算	総単位 ×11.1%
特定介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善についての加算	総単位 ×3.1%
ベースアップ加算	介護職員の処遇改善についての加算	総単位 ×2.3%
入院時費用加算	病院または診療所へ入院した場合、1ヶ月に6日を限度とする	492/日
口腔栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を、担当する計画作成担当者に提供した場合。	40/6か月
口腔衛生管理体制加算	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている	60/月
科学的介護推進体制加算	利用者様のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に関わる基本的な情報を、厚生労働省に提出している	80/月
栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと	60/月

※上記加算項目の要件にて職員体制、ご利用者様の状態の変化等により加算・減額が生じる場合がありますのでご了承ください。